



## 妊婦歯科健診費用助成のお知らせ

妊娠中はつわりやホルモンバランスの変化により、歯周病や虫歯にかかりやすくなります。町では、妊婦さんや生まれてくる赤ちゃんの歯の健康のために、妊娠期間中に1回、歯科健診費用の一部を助成します。

### 1. 対象者

受診日時点で町に住民票のある妊婦

(他市町村で妊婦歯科健診を受けた方、現在治療中の方は除きます。)

※受診日の時点で、町外に転出されている方は対象外です。



### 2. 内容

妊娠期間中に1回、歯科健診にかかった費用の一部を助成します。

上限5,000円まで

※健診当日の治療は行いません。

健診の結果、後日治療を受ける場合は、通常の保険診療となります。

※出産後は妊婦歯科健康診査を受診できません。

### 3. 助成対象期間

令和6年4月1日以降に受けた歯科健診

### 4. 今後のスケジュールについて

(1) 裏面の妊婦歯科健診実施医療機関に健診の予約をします。

予約を取る際は、必ず「長柄町妊婦歯科健康診査」の利用であることを伝えてください。

(2) 予約した日時に受診します。

持ち物：母子健康手帳

本人確認書類（運転免許証など住所が確認できるもの）

歯科健診の費用（5000円程度）

長柄町妊婦健診診査票（裏面の医療機関で受診する場合）

(3) 歯科健診を受けた後、医療機関の窓口で歯科健診費用を支払います。

(4) 町へ申請をします（申請方法は以下参照）。

(5) 申請後、約1か月後に指定口座に振り込みます。

### 5. 申請方法について

(1) 申請期間：歯科健診受診日から1年以内

(2) 申請先：長柄町福祉課窓口

(3) 申請に必要なもの

- 申請書
- 母子健康手帳
- 医療機関の領収書の原本及び診療明細書 ※申請まで保管しておいてください。
- 振込先の口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写し
- 長柄町妊婦健診診査票（裏面の医療機関で受診した場合）

問い合わせ先 長柄町福祉課子育て支援係 ☎35-2414